

交通広場等利用規則

公益社団法人 岩手県バス協会

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、市道盛岡駅西口1号線2階のバス停車場（以下「西口ターミナル」という。）及び盛岡駅西口地区駐車場のバス待機場（以下「西口駐車場」という。また、西口ターミナル及び西口駐車場を総称して「交通広場等」という。）における旅客の安全確保及びバス車両のスムーズな運行並びに秩序の維持及び施設の適切な維持管理を図るため、バス利用者等及びバス事業者の交通広場等の利用等に当たっての必要事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) バス 事業用、自家用を問わず全てのバス
- (2) バス運行者 交通広場等を利用するバスを運行する者
- (3) バス事業者 バス運行者のうちの旅客自動車運送事業者
- (4) 管理人 交通広場等において、施設内の管理、安全の確保及びバスの運行を誘導する者

(運行責任)

第3条 バスの運行及び旅客の取扱いは、バス運行者の責任において行うものとする。

- 2 バス運行者と第三者との間の事故及びその他の問題が生じた場合は、その処理はバス運行者の責任において措置し、解決するものとする。

(異常時の措置)

第4条 交通広場等内において火災、震災その他異常、又は緊急事態が発生した場合には、バス乗務員は管理人と協力して旅客等の避難・誘導等を行うとともに適切な措置・対応に努めなければならない。

- 2 バス事業者は、前項の規定により適切な対応ができるようにバス乗務員を指導するとともに、講ずるべき措置及び対策等について、予め盛岡市と協議しなければならない。

(事故時の措置)

第5条 交通広場等内において衝突その他事故が発生した場合は、バス乗務員は管理人と協力して次の措置を執るとともに、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死傷者がある場合には、その救護と事後の危険防止措置を講ずること。
- (2) 死傷者がある場合には、119番通報及び110番通報を行うこと。
- (3) 他のバスの運行の妨げとならないよう応急の措置を講ずること。
- (4) 事故の原因及び処理について調査を容易にするため、可能な限り現場保存に努めること。
- (5) 現場の運行復旧に努めること。
- (6) 事故状況等についてバス協会及び盛岡市に報告し、その指示に従って対応すること。

(本規則の周知)

第6条 バス運行者は、この規則の規定事項をそれぞれのバス従業員に周知徹底しなければならない。

(停車時間)

第7条 バス停留所におけるバスの停車時間は、乗客の乗降のために必要とする最小限の時間とし、最大10分を限度とする。ただし、20時00分～翌日0時30分までの間は最大15分とする。また、やむを得ない事由により10分又は15分を越えて停車する場合には、予め管理人に報告し許可を得るとともに、その指示に従うこと。

第2章 バス利用者等の西口ターミナル利用に関する事項

(バス待合所の利用)

第8条 バス利用者等は、公益社団法人岩手県バス協会（以下「当協会」という。）が西口ターミナル内に設置したバス待合所を開放時間内に限り、これを自由に利用できる。

(遵守事項)

第9条 バス利用者等は交通広場等において、安全の確保及び施設の適切な維持・管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) バスの通路、バス停留場所及び立入禁止の表示場所に立ち入らないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (4) 施設・設備及び車両等に損傷を与え、破損・破壊しないこと。
- (5) その他交通広場等の混雑緩和及び危険防止を図るため、施設内の表示、管理人の指示、本規定及び関係法令の定めに従うこと。

2 前項の場合において、交通広場等内の他の車両、施設及び旅客等に危害、又は損害を与えた者は、その一切の責任を負うものとし、当協会はその一切の責任を負わない。

(禁止行為等)

第10条 バス利用者等は、西口ターミナルにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。その他、「市道盛岡駅西口1号線交通広場の嵩上げ部の管理に関する要領」による禁止行為をしてはならない。

- (1) 寄付金の募集
- (2) 盛岡市から許可を受けないで行う物品の販売
- (3) 演説、広告、宣伝その他これに類する行為
- (4) 喫煙及び火気の使用

第3章 バス事業者の西口ターミナル利用等に関する事項

1 乗合バスに係る利用

(使用の申込等)

第11条 西口ターミナル内のバス停留所を使用しようとする乗合バス事業者は、運行を開始する日の1ヶ月前までに当協会に必要書類を添えて所定の「停留所使用承認申請書」を提出し、その承認を得なければならない。また、使用を廃止しようとするときは、廃止予定日の1ヶ月前までに当協会に所定の「停留所使用廃止届」を提出しなければならない。

(使用バス停留所の決定)

第12条 前条の規定による「停留所使用承認申請書」が提出された場合、使用するバス停留所の位置（バース）は、当協会の業務委員会において協議し決定する。

(発着時刻等の変更届等)

第13条 「停留所使用承認申請書」に添付する発着時刻を変更しようとするときは、変更実施予定日の1ヶ月前までに当協会に必要書類を添えて変更届を提出し、承認を得なければならない。また、発着時刻以外であって、利用者に対して案内を必要とする事項の変更については、変更する日の15日前までに関係資料を添えて届出るものとする。

(待機駐車場の利用)

第14条 西口ターミナル内のバス停留所を使用する乗合バスは、待機のために西口駐車場の未利用の任意の場所、又は当協会の指定する場所に駐車することができる。

(利用時間)

第15条 交通広場等の利用時間は次のとおりとする。

- (1) A時間帯 5時00分～7時00分まで（管理人不在）
- (2) B時間帯 7時00分～翌日0時30分まで（管理人駐在）
〔0時30分～5時00分まで発着不可〕（出入り口閉鎖）

(発着料等)

第16条 発着料は、当協会が別途定める金額とする。また、乗合バス事業者は、業務委員会において除排雪等発着料以外に必要と認めた経費が生じた場合には、その費用を負担しなければならない。

(発着料等の支払)

第17条 西口ターミナル利用に伴う発着料及び必要経費の支払いについては、当協会が業務を委託している岩手県バス事業協同組合からの請求により、同協同組合の指定する口座に振り込むものとする。

(遵守事項)

第18条 乗合バス事業者は、交通広場等において、安全の確保及び施設の適切な維持・管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内の表示及び管理人の誘導、指示に従うこと。
- (2) 旅客等に危害を及ぼし、又は旅客等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 旅客等に危害を及ぼし、又は旅客等に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込ま

ないこと。

- (4) 施設・設備及び車両等に損傷を与え、破損・破壊しないこと。
- (5) バス乗務員は次の事項を遵守すること。
 - ① 洗車や車両の整備を行わないこと。
 - ② 危険防止その他やむを得ない場合を除き、警音器を鳴らさないこと。
 - ③ 事故や緊急時等やむを得ない場合を除き、所定のバス停以外の場所に停留しないこと。
 - ④ 他のバス車両の通行に支障をきたすような停車をしないこと。
 - ⑤ みだりに空ふかしをしないこと。
 - ⑥ 管理人の指示に従うこと。
 - ⑦ 本規則に従うこと。
- (6) 交通広場等におけるバスの運行方法は、以下の事項を遵守すること。
 - ① 運行速度 施設内は徐行運行を原則とし、速度は毎時 20 km以下とする。
 - ② 通行方法 出入り口から右廻りの一方通行とする。
 - ③ その他 標識及び表示に従って運行すること。
- (7) バス乗務員は、原則としてバス停以外の場所で乗客を乗降させてはならない。
- (8) バス乗務員は、交通広場等においてバスが故障等で運行不能となったときは、直ちに管理人に報告するとともに、管理人と協力して他のバスの運行の妨げにならないよう措置しなければならない。
- (9) バス事業者は、業務上必要と認めるときは、管理人の許可を得て交通広場等に次の車両を乗り入れることができる。ただし、その他の車両は進入を禁ずる。
 - ① 業務用連絡車両
 - ② 救護又はバス修繕のための車両

2 前項の場合において、交通広場等内の他の車両、施設及び旅客等に危害、又は損害を与えた者はその一切の責任を負うものとし、当協会はその一切の責任を負わない。

(禁止行為等)

第19条 乗合バス事業者がしてはならない行為は、第10条（禁止行為等）を準用する。

(使用許可の取消)

第20条 当協会は、次の各号の一に該当する乗合バス事業者に対して、交通広場等の使用許可を取消することがある。

- (1) 第16条に規定する発着料等の支払いをしなかった者
- (2) 第18条に規定する事項を遵守せず、かつ、当協会及び管理人の指示等に従わない者
- (3) 第19条に規定する禁止行為等に違反した者
- (4) 前3号のほか、交通広場等内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行い、かつ、当協会及び管理人の制止又は指示等に従わない者

2 貸切バス・自家用バス等に係る利用

(発着及び駐車場所)

第21条 西口ターミナルを利用する際の発着場所は、26～29番停留所とする。また、西口駐車場内の利用は未利用の任意の場所とする。

(利用時間)

第22条 西口ターミナルの利用時間は次のとおりとする。

- (1) 7時00分～翌日0時30分までは、随時利用できる。
- (2) 0時30分～7時00分までは、発着不可とする。

2 西口駐車場の利用時間は次のとおりとする。

- (1) A時間帯 7時00分～20時00分まで。
- (2) B時間帯 20時00分～翌日7時00分までとし、予約を原則とする。
- (3) C時間帯 A時間帯とB時間帯を通して利用する場合は、予約を原則とする。ただし、予約受付時間は、7時00分～20時00分までの時間とする。

(発着料等)

第23条 発着料は、別途当協会が定める金額とし、支払いは、当協会が業務を委託している岩手県バス事業協同組合へ現金又は同協同組合の指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。また、現金払いの場合は同協同組合の現場管理人に直接支払うものとする。

(遵守事項)

第24条 貸切バス及び自家用バスの運行者が順守すべき事項は、第18条(遵守事項)を準用する。

(禁止行為等)

第25条 貸切バス及び自家用バスの運行者がしてはならない行為は、第19条(禁止行為等)を準用する。

(利用の制限)

第26条 当協会は、次の各号の一に該当する貸切バス及び自家用バス運行者に対して、交通広場等の利用を制限することがある。

- (1) 第23条に規定する発着料等の支払いをしなかった者
- (2) 第24条に規定する事項を遵守せず、かつ、当協会及び管理人の指示等に従わない者
- (3) 第25条に規定する禁止行為等に違反した者
- (4) 前3号のほか、交通広場等内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行い、かつ、当協会及び管理人の制止又は指示等に従わない者

附 則

第1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

第2 交通広場等利用規則の細部取扱いを次のとおりとする。

1 バス利用者等の西口ターミナル利用に関する事項

(1) 第9条（遵守事項）関係

- ① 管理人は、西口ターミナル内に於いて他人に危害を及ぼす事案が発生したとき、又は他人に危害を及ぼすおそれのあるときは、速やかに警察及び消防署へ通報するとともに、警察及び消防署の指示に従って措置するものとする。また、その後、速やかに協会へ報告するものとする。
- ② 管理人は、施設・設備及び車両等に損傷を与えたり、破損・破壊する行為が発生したときは、速やかに協会へ連絡し、協会の指示に従って措置するものとする。
- ③ バス運行者と第三者との間の事故及びその他の問題が生じた場合には、その処理はバス運行者の責任において措置し、解決するものとする。

(2) 第10条（禁止行為等）関係

管理人は、禁止行為が認められた場合には、直ちに中止するよう注意し、無用のトラブルや混乱を招かないよう措置する。また、措置後は速やかに協会へ報告するものとする。

2 バス事業者の西口ターミナル利用等に関する事項

[1] 乗合バス事業者の利用に係る事項

(1) 第16条（発着料等）関係

本利用規則の施行日に西口ターミナルを利用しているバス事業者に係る発着料は、当分の間、業務委員会において承認された発着料とする。

(2) 第20条（使用許可の取消）関係

- ① 使用許可の取消しに先立ち、文書等により取消事由の解消・是正等を促すこととする。
- ② 使用承認の取消しにあたっては、理事会及び盛岡市の担当部署に報告し、それぞれ同意を得るものとする。

[2] 貸切バス事業者等の利用に係る事項

(1) 第26条（利用の制限）関係は、第20条（使用許可の取消）に同じ。